

News Release

平成 22 年 5 月 10 日
消 費 者 庁

口蹄疫に関する情報について

4月20日以降、宮崎県の農場で飼養されている牛・豚等について、口蹄疫の患畜及び疑似患畜が確認されています。口蹄疫が発生した農場では、感染が疑われるとの報告があった時点で家畜の移動が自粛されており、口蹄疫にかかった家畜の肉や牛乳が市場に出回ることはないとされています。

口蹄疫は、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）が感染する病気であり、人が感染することはない、仮に口蹄疫にかかった家畜の肉を食べたり牛乳を飲んだりしても人体に影響はありませんので、冷静に対応していただきますようお願いします。

関係機関リンク

○農林水産省

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)

○食品安全委員会

(http://www.fsc.go.jp/sonota/kouteieki_220420.pdf)

問い合わせ先

消費者庁 政策調整課

担当者：秋山、小長谷

電 話：03-3507-9185